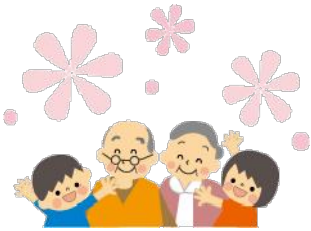


北広島市・札幌弁護士会共催

# 無料法律講演会・相談会

～穏やかなシニアライフを送るための備え～



平成23年11月16日（水）開催!!

第1部 無料講演会 午後1時～2時30分  
テーマ 「高齢者にまつわる法律問題」  
講師 高杉真弁護士 小西友和弁護士

入場料無料  
(先着50名)

相談料無料  
(先着10名)

第2部 法律相談会 午後2時30分～5時  
相談料無料（一人30分）  
相談内容 どのような内容でも結構です。  
予約 電話予約優先（空きがある場合は当日相談可）

法律相談会のご予約は札幌弁護士会法律相談センター（TEL011-251-7730）へ  
予約の際、「11月16日北広島相談希望」と申し込んでください。

場所：北広島市芸術文化ホール（直接お越し下さい）

高齢になるにつれて、思いもかけない問題に直面することがあります。そこで、遺言・相続、介護問題、成年後見制度など高齢者に関わる法律問題について、第1部では実務経験に基づいた講演会を、第2部では弁護士による無料法律相談会を実施いたします。お気軽にご参加ください。

例えばこんなこと・・・



私（71才・男）は、今までまじめに働いてきましたので多少の蓄えがあります。今の妻との間に二人子どもがおり、幸せに生活しております。しかし、先妻との間にも一人子どもがおりまして、もし私が亡くなった後にもめ事が生じるのではないかと気が気ではありません。遺言を作った方がいいというのは漠然とは分かっているのですが、どうすればいいですか？

A

たくさんのお子さんに囲まれてお幸せですね。確かに遺言書を作っておかないと無用なトラブルが生じることも考えられますね。遺言書にはいろいろな種類がありますが自分一人で作るとなると色々大変かもしれません。弁護士と相談しながら公正証書遺言を作られることをおすすめします。

公証役場で作成する遺言なのですが、堅苦しいものではなくて、あなたのいろいろな思いをつづることもできますし、その中で遺言執行者といって遺言の内容を実行してくれる人を決めておくと、相続の際にいろいろスムーズに進みますよ。